

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年 8 月29日

【会社名】 AppBank株式会社

【英訳名】 AppBank Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO 宮下 泰明

【本店の所在の場所】 東京都新宿区新宿二丁目13番10号

【電話番号】 03-6302-0561

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部長 野村 友総

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区新宿二丁目13番10号

【電話番号】 03-6302-0561

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部長 野村 友総

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】

（第4回新株予約権）	
その他の者に対する割当	4,080,000円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して 払い込むべき金額の合計額を合算した金額	561,080,000円
（第5回新株予約権）	
その他の者に対する割当	366,000円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して 払い込むべき金額の合計額を合算した金額	56,066,000円

(注) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、  
全ての新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定し  
て算出された金額です。行使価額が修正又は調整された場  
合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使  
に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加  
又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行  
使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却  
した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予  
約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した  
金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行新株予約権証券(第4回新株予約権)】

##### (1) 【募集の条件】

発行数	10,000個（新株予約権1個につき100株）
発行価額の総額	4,080,000円
発行価格	新株予約権1個につき408円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年9月14日（金）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	AppBank株式会社 管理本部 東京都新宿区新宿二丁目13番10号
払込期日	平成30年9月14日（金）
割当日	平成30年9月14日（金）
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 兜町支店 東京都中央区日本橋兜町四丁目3番

- (注) 1. AppBank株式会社第4回新株予約権（以下「第4回新株予約権」といい、第5回新株予約権（下記「2 新規発行新株予約権証券（第5回新株予約権）（1）募集の条件」で定義します。）と併せて、以下「本新株予約権」と総称します。）の発行（第5回新株予約権の発行と併せて、以下「本第三者割当」と総称します。）については、平成30年8月29日（水）開催の取締役会決議によるものであります。
2. 申込み及び払込みの方法は、投資事業有限責任組合インフレクション 号及びフラッグシップアセットマネジメント投資組合73号（以下、個別に又は総称して「割当予定先」といいます。）との間で本新株予約権に係る引受契約書（以下「本引受契約」といいます。）を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 本有価証券届出書による届出の効力発生後、払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、第4回新株予約権に係る割当は行われなないこととなります。
4. 第4回新株予約権の募集については、第三者割当の方法によります。
5. 第4回新株予約権の目的である株式の振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
- 名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (2) 【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>第4回新株予約権の目的となる株式の総数は1,000,000株、割当株式数（別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。）は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。）が修正されても変化しない（但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、第4回新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</li> <li>行使価額の修正基準 本欄第4項を条件に、行使価額は、各修正日（以下に定義する。）の前取引日（以下に定義する。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90％に相当する金額（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額）に修正される。 「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。 「修正日」とは、各行使価額の修正につき、下記「（注）7. 第4回新株予約権の行使請求の方法」に定める第4回新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日（但し、当該通知を当社が受領した時点において、東京証券取引所におけるその日の売買立会が終了している場合は、その翌取引日）をいう。</li> <li>行使価額の修正頻度 第4回新株予約権の各行使請求に係る通知が行われる都度、修正される。</li> <li>行使価額の下限 行使価額は、279円（但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項による調整を受ける。）（以下「下限行使価額」という。）を下回らないものとする。本欄第2項の計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。</li> <li>割当株式数の上限 第4回新株予約権の目的となる株式の総数は1,000,000株（平成30年6月30日現在の発行済株式総数6,862,500株に対する割合は14.57％）、割当株式数は100株で確定している。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。</li> <li>第4回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限 本欄第4項に記載の下限行使価額にて第4回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額は、283,080,000円である。但し、第4回新株予約権は行使されない可能性がある。</li> <li>第4回新株予約権には、当社の決定により第4回新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている（詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照）。</li> </ol>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式（完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。）</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>第4回新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は、1,000,000株（第4回新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株）とする。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、第4回新株予約権の目的である株式の総数は調整後の割当株式数（以下「調整後割当株式数」といい、本欄第2項乃至第4項に定める調整前の割当株式数を「調整前割当株式数」という。）に応じて調整される。</li> <li>当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 <math display="block">\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}</math></li> <li>調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</li> <li>割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、第4回新株予約権を有する者（以下「第4回新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</li> </ol>

新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 第4回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 第4回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初557円とする。但し、行使価額は本欄第3項に定める修正及び第4項に定める調整を受ける。</p> <p>3. 行使価額の修正 (1) 本項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)に修正される。 (2) 行使価額は279円(但し、本欄第4項による調整を受ける。)(下限行使価額)を下回らないものとする。本項第(1)号の計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>4. 行使価額の調整 (1) 当社は、第4回新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。 本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。) 調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。 株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。 本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合 調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合 調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。 本号乃至の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号乃至にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに第4回新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p>
----------------	--

	<p>(4) その他 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、第4回新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、第4回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額(調整後の下限行使価額を含む。)並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>561,080,000円 (注) 全ての第4回新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額である。別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記株式の発行価額の総額は増加又は減少する。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記株式の発行価額の総額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 第4回新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各第4回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各第4回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 第4回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>平成30年9月18日から平成32年9月17日(但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄各項に従って当社が第4回新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する第4回新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日)までとする。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。また、振替機関(上記「(1)募集の条件」(注)5.に定める振替機関をいう。以下同じ。)が必要であると認められた日については本新株予約権の行使をすることができないものとする。</p>
<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>	<p>1. 行使請求の受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 2. 行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 兜町支店</p>
<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>第4回新株予約権の一部行使はできない。</p>

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社は、第4回新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、第4回新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、第4回新株予約権1個当たり408円の価額で、第4回新株予約権者（当社を除く。）の保有する第4回新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p> <p>2. 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、第4回新株予約権1個当たり408円の価額で、第4回新株予約権者（当社を除く。）の保有する第4回新株予約権の全部を取得する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

（注）1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由

(1) 資金調達の目的及び理由

当社グループは、「You are my friend.」の経営理念のもと、スマートフォンの可能性に着目し、当社グループのメディアサイトや店舗等を訪れるユーザーに対して“コンテンツの楽しみ方をお伝えする”ために創業いたしました。また、ユーザーに対して“コンテンツの楽しみ方をお伝えする”ことに注力した事業を展開して、ユーザーと過ごす時間と共に成長を続けております。

また、当社グループは、スマートフォンを楽しむためのコンテンツを幅広い世代の読者・視聴者に提供し、インターネット上及び現実世界において「人が集まる場所」を創り出すことを目指すと共に、平成29年8月22日に公表しました「中期経営計画2019」の着実な実行を目指し、財務基盤の強化及び業績改善を達成するべく努めてまいりました。

しかしながら、平成30年8月9日に「平成30年12月期第2四半期（累計）連結業績予想と実績値との差異及び通期連結業績予想の修正並びに固定資産の減損損失計上に関するお知らせ」にて開示したとおり、平成30年12月期においても平成29年12月期に続き大幅な連結経常損失を計上する見通しとなりました。このような中、財務体質の改善と収益力強化が当社グループの喫緊の課題となっております。

かかる状況を踏まえ、当社グループとしては、早急に目に見える形で収益力の改善に資する施策を行う必要があると考えております。

かかる施策の一環として、当社グループは、当社グループのストア事業において展開しているAppBank StoreのEコマース（電子商取引）サイトの刷新及び新規出店・店舗リニューアルを計画しております。ストア事業におきましては、平成29年12月期に6店舗を閉鎖する等、従前から不採算店舗の閉鎖を進めてまいりましたが、今年度になって不採算店舗の閉鎖についても一定の目処が立ったことから、今後の成長のために従来とは異なる出店戦略に基づき再度出店を進めていきたいと考えております。この点、当社の子会社である株式会社AppBank Storeは平成28年10月に日本で当時8番目の「総務省認定登録修理業者制度」を取得し、iPhoneの修理等のユーザーへのサービスの提供を開始しておりますが、現状においては、当該サービスは商品を販売する店舗の一部を利用した形で行っております。しかしながら、当社の店舗で販売されている主力商品がスマートフォンのケースやカバーであることに鑑みると、スマートフォンの関連商品の販売から修理までを本格的に同一店舗で行うと共に、当社が考える理想的な店舗展開を提供することは、ユーザーの利便性の向上につながるものであり、当社グループの収益力の改善に資すると考えております。そのため、当社の子会社の株式会社AppBank Storeにおいて、商品の販売及びiPhoneの修理等のユーザーへのサービスの提供を可能にする複合型の店舗を複数出店すること及び既存の店舗を複合型の店舗にリニューアルすることを計画しております。なお、店舗の出店場所については、多くのお客様が立ち寄りやすい、都市部の交通の便が良いエリア等を中心に検討しております。また、株式会社AppBank Storeが運営しているEコマースサイトについても、ユーザーの利便性を高めると共に機能をより充実するためにリニューアルを計画しており、これらの投資のための資金が必要となっております。

他方で、当社グループは「中期経営計画2019」に記載のとおり、持続的な成長・企業価値の最大化と併せて財務基盤の強化を重要な財務戦略として掲げております。この点、当社グループでは、平成30年7月31日時点において、運転資金として約407百万円の銀行借入を行っておりますが、今回調達する資金の一部を借入金の返済に充当することで、金利負担を軽減すると共に財務体質の強化を図りたいと考えております。

また、当社グループの収益力の強化という観点からは、従来当社グループが得意としていた「ゲームジャンル」でのビジネス領域だけでなく、当社のコンテンツである『ringolf(リングルフ)』(ゴルフに特化した動画配信チャンネルであり、動画配信に派生して、ゴルフコンペ開催、アパレル販売等も行ってあります。)に代表される「非ゲームジャンル」におけるビジネス領域での収入の増大、収益力の改善が必要と考えております。かかる観点から、当社グループは、当社グループが保有している既存のスマートフォン向けのコンテンツの展開、メディア事業における収益力強化につながる新規クライアントの開拓やB2B、B2C向けの新サービスの開発(インターネットを利用したプロモーション等)を検討しており、そのための運転資金の確保が必要であります。加えて、各事業を展開していくための新規人員の確保といった人件費等の運転資金の確保も必要となっていることから、今回調達する資金の一部をこれらの運転資金に充てたいします。

上記の通り、当社グループは、今回の資金調達を通じて収益力強化のための投資を行うと共に財務体質の強化等を行うことで、中長期的には企業価値の向上を通じて株主の皆様の利益に資するものと考えております。

## (2) 資金調達方法の概要

本件の資金調達は、当社が第4回新株予約権及び第5回新株予約権という内容の異なる新株予約権を同時に同一の割当予定先に対して割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組み(以下「本スキーム」といいます。)となっております。第4回新株予約権の行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額に修正されます。但し、かかる計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回る場合となる場合には、行使価額は下限行使価額とします。

第5回新株予約権の行使価額は、下記「2 新規発行新株予約権証券(第5回新株予約権)(2)新株予約権の内容等」の「新株予約権の行使時の払込金額」欄に記載のとおり、557円に固定され、行使価額の修正は行われないものとしております。

なお、本新株予約権の行使により新たに交付される予定の当社普通株式数は最大で1,100,000株(第4回新株予約権:1,000,000株、第5回新株予約権:100,000株)(議決権数11,000個)であり、平成30年6月30日現在の発行済株式総数6,862,500株に対して16.03%の希薄化が生じ、また、平成30年6月30日現在の総議決権数68,458個に対して16.07%の希薄化が生じます。

## (3) 資金調達方法の選択理由

当社は、下記「(4)本スキームの特徴」に記載の[メリット]及び[デメリット]、[本新株予約権のその他特徴]並びに[他の資金調達方法との比較]に記載のとおり検討した結果、本スキームが、既存株主の利益に配慮しつつ、上記「(1)資金調達の目的及び理由」に記載の当社の資金調達ニーズを充たす現時点における最良の選択であると判断いたしました。

## (4) 本スキームの特徴

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

### [メリット]

#### 最大交付株式数の限定

第4回新株予約権の目的である当社普通株式数は、1,000,000株で固定されており、最大交付株式数が限定されております。そのため、行使価額が修正された場合であっても、将来の株価動向によって当初の見込みを超える希薄化が生じるおそれはありません(但し、上記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがあります。)

また、第5回新株予約権についても、目的である当社普通株式数は100,000株で固定されているため、将来の株価動向によって当初の見込みを超える希薄化が生じるおそれはありません(但し、上記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがあります。)

#### 資本政策の柔軟性を確保するための手段が用意されていること

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本引受契約に従い割当予定先の事前の書面による同意を得ることが条件とはなりませんが、下記「[本新株予約権のその他特徴]

取得条項」に記載の本新株予約権に付された取得条項に従い、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前に通知をし、当社取締役会で定める取得日に、第4回新株予約権は1個当たり408円、及び第5回新株予約権は1個当たり366円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。かかる本新株予約権の取得は、資本政策の柔軟性を確保することに資するものと考えております

#### 既存株主の利益への影響への配慮

本新株予約権については、本新株予約権の複数回による行使と行使の分散が期待されるため、希薄化が即時に生じる普通株式自体の発行とは異なり当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいと考えられること、及び第4回新株予約権の下限行使価額は279円(発行決議日の前営業日の東京証券取引所終値の50%の水準)に設定されていること等の理由により、本新株予約権の発行による既存株主の利益への影響を一定程度抑えることができると考えております。

当社の企業価値の向上につながる商品設計であること

第4回新株予約権については、行使価額が行使の都度東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に修正されることから、株価状況により予定した資金を調達できない可能性があるものの、株価状況に影響されることなく、本新株予約権が行使されることが期待されるため、確実かつ比較的短期間の間に、投資のために必要な資金を調達することにより、当社の企業価値が向上することが期待されております。

他方、第5回新株予約権については、行使価額を発行決議日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同額に固定しているため、株価上昇によるアップサイドの利益を割当予定先が全て享受できる商品設計になっており、いわばインセンティブの要素を含む新株予約権になっております。当社は、下記「6. 割当予定先の選定理由等（2）割当予定先を選定した理由」に記載のとおり、第4回新株予約権全ての行使及びそれにより取得した株式の売却の完了後にアドバンテッジアドバイザーズ株式会社より経営支援を適宜受けることを予定しており、かかる経営支援等により今後一定期間の経過後に当社の企業価値及び株主価値を向上させることを想定しておりますが、当該経営支援と、第5回新株予約権の発行については、セットになっており、第5回新株予約権については、本引受契約において第4回新株予約権の全ての行使の完了後に行使する旨を割当予定先と合意しております。第5回新株予約権を割当予定先が保有することにより、アドバンテッジアドバイザーズ株式会社による経営支援が行われ、その結果当社の株価が上昇し、当社の企業価値が向上することになるものと考えております。

#### [ デメリット ]

当初資金調達額が限定的

第4回新株予約権及び第5回新株予約権の特徴として、いずれも新株予約権者による権利行使があつて初めて、本新株予約権の行使個数に行使価額を乗じた金額の資金調達がなされるため、本新株予約権の発行時点では、資金調達額が限定されます。

株価低迷時に資金調達が当初の想定額を大きく下回る可能性

第4回新株予約権については、本新株予約権の下限行使価額は279円に設定されているため、株価水準によっては権利行使が行われず、また、株価が長期的に当初行使価額を下回った場合には、行使価額の修正に伴い、資金調達額が当初の想定額を大きく下回る可能性があります。

また、第5回新株予約権については、株価が長期的に行使価額を下回った場合には行使自体がなされず、資金調達額が当初の想定額を大きく下回る可能性があります。

割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

本新株予約権については、割当予定先が新株予約権を行使して取得した株式を市場の内外で売却することを前提としており、現在の当社株式の流動性に鑑みると、割当予定先による当社株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

取得請求権の行使により資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性

本新株予約権の発行後、当社普通株式の株価が大幅に下落した場合又は東京証券取引所における当社普通株式の平均売買出来高が大幅に減少した場合等の一定の場合には、割当予定先が本引受契約に定められる予定の取得請求権（下記「[ 本新株予約権のその他特徴 ] 取得請求権」参照）を行使することにより、資金調達額が減少する場合があります。

#### [ 本新株予約権のその他特徴 ]

取得条項

第4回新株予約権及び第5回新株予約権のいずれについても、当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前に通知をし、本引受契約に従い割当予定先の事前の書面による同意を得たうえで、当社取締役会で定める取得日に、第4回新株予約権は1個当たり408円、及び第5回新株予約権は1個当たり366円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

#### 取得請求権

本引受契約には、( )当社が消滅会社となる合併契約の締結又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結若しくは株式移転計画の作成が当社の取締役会で承認された場合、( )当社が発行する株式が東京証券取引所の定める上場廃止基準に該当するおそれがあると合理的に認められる場合、( )本新株予約権の発行後、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が3取引日連続して第4回新株予約権の下限行使価額(但し、下限行使価額が調整される場合には、当該下限行使価額の調整に応じて適宜に調整された下限行使価額とする。)を下回った場合、( )本新株予約権の発行後、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が3取引日連続して第5回新株予約権の行使価額(557円)(但し、行使価額が調整される場合には、当該行使価額の調整に応じて適宜に調整された行使価額とする。)を下回った場合、( )いずれかの10連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高が、平成30年9月14日に先立つ10連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高(但し、割当株式数が調整される場合には、当該割当株式数の調整に応じて調整されるものとします。)の30%を下回った場合、( )割当予定先が本新株予約権の行使期間満了の1ヶ月前の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、又は、( )東京証券取引所における当社普通株式の普通取引が5取引日以上期間にわたって停止された場合には、割当予定先は、それ以後いつでも、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権(但し、上記( )に定める事由に基づく取得については、第4回新株予約権に限り、上記( )に定める事由に基づく取得については、第5回新株予約権に限り、)の全部又は一部の取得を請求することができるものと定められる予定です。当社は、当該取得請求に係る書面が到達した日の翌取引日から起算して5取引日目の日において、本新株予約権の発行価額と同額の金銭と引換えに、当該取得請求に係る本新株予約権の全部を取得します。

#### [他の資金調達方法との比較]

当社は、この度の資金調達に際して、金融機関からの借入れ、公募増資、ライツ・オフリング、第三者割当による新株発行、社債発行等の資金調達方法を検討いたしました。

##### 金融機関からの借入れ

金融機関からの借入れについては、調達資金額が全額負債となるため、財務体質の強化という今回の資金調達の目的にそぐわず、また、財務の健全性がさらに低下するとともに、今後の借入れ余地が縮小する可能性があります。

##### 公募増資

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能になるものの、同時に1株当たり利益の希薄化が即時に生じるとともに、株式の需給状況も直ちに悪化するため、株価に対する直接的な影響が大きいこと、今回の資金調達額等を勘案すると公募増資を引き受ける証券会社が現実的に存在するかが不確実であり、仮にそのような証券会社が存在する場合でも引受審査に相当の時間を要するとともに引受手数料等のコストが増大するおそれもあると考えており、資金調達方法の候補からは除外しております。

##### ライツ・オフリング

新株予約権の無償割当てによる増資であるライツ・オフリングについては、既存株主における希薄化の影響を限定できるメリットはあるものの、コミットメント型ライツ・オフリングにおいては、今回の資金調達額等を勘案すると公募増資を引き受ける証券会社が現実的に存在するかが不確実であり、仮にそのような証券会社が存在する場合でも引受審査に相当の時間を要するとともに引受手数料等のコストが増大することが予想されること、ノンコミットメント型ライツ・オフリングにおいては、東京証券取引所有価証券上場規程第304条第1項第3号にて、最近2年間において経常利益の額が正である事業年度がない場合にはノンコミットメント型ライツ・オフリングは実施できないとされているところ、当社はかかる基準を満たしておらず、ノンコミットメント型ライツ・オフリングを実施できない状況であるため、かかる手法は資金調達方法の候補から除外しております。

##### 第三者割当による新株発行

第三者割当による新株発行は、一度に多額の資金調達を可能としますが、公募増資と同様、同時に1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいこと、割当先が相当数の議決権を直ちに保有し当社のガバナンスに悪影響を及ぼすおそれがあること等から、今回の資金調達方法から対象外といたしました。

##### 社債

社債による資金調達は、一時に資金を調達できる反面、財務体質の強化という今回の資金調達の目的にそぐわず、また、調達金額が負債となるため財務の健全性がさらに低下すること、当社の財務状況や今回の資金調達額等を勘案すると社債を引き受ける証券会社又は投資家が現実的に存在するかが不確実であり、仮にそのような証券会社が存在する場合でも引受審査等に相当の時間を要するとともに引受手数料等のコストが増大するおそれもあることから、今回の資金調達方法として適切ではないと判断いたしました。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容  
該当事項はありません。
3. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容  
本引受契約には、上記「（注）1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由（4）本スキームの特徴」に記載した内容及び以下の内容が含まれます。  
＜割当予定先による行使制限措置＞  
東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が第4回新株予約権を行使することにより取得する株式数が、第4回新株予約権の払込日時点における上場株式数（東京証券取引所が当該払込日時点に公表している直近の上場株式数をいい、払込期日後に行われた株式の分割、併合又は無償割当てが行われた場合に公正かつ合理的に調整された上場株式数を含みます。）の10%を超える部分に係る行使（以下「制限超過行使」といいます。）を制限する旨を本引受契約にて規定する予定です。具体的には、割当予定先が制限超過行使を行わないこと、割当予定先が第4回新株予約権を行使する場合、あらかじめ、当社に対し、第4回新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと、割当予定先が第4回新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対し、当社との間で上記及びに定める事項と同様の内容を約させること、割当予定先は、転売先となる者がさらに第三者に転売する場合も、あらかじめ当該第三者に対し当社との間で上記及びに定める事項と同様の内容を約させること、当社は割当予定先による制限超過行使を行わせないこと、当社は、割当予定先からの転売先となる者（転売先となる者から転売を受ける第三者を含む。）との間で、上記及びに定める事項と同様の合意を行うこと等の内容について、本引受契約により合意する予定です。
4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容  
該当事項はありません。
5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容  
当社の株主である当社代表取締役社長CEO宮下泰明は、割当予定先との間で当社普通株式の貸借契約（貸借株式数：投資事業有限責任組合インフレクション 号に対し109,400株・フラッグシップアセットマネジメント投資組合73号に対し20,600株、貸借期間：平成30年8月29日から平成30年9月14日まで、貸借料：なし。）を締結する予定です。  
なお、本貸借契約において、割当予定先が借り受ける当社普通株式の利用目的を、割当予定先が本新株予約権の行使の結果取得することとなる株式の数量の範囲で行う売付け（つなぎ売り）に限る旨が合意される予定です。
6. その他投資者の保護を図るために必要な事項  
該当事項はありません。
7. 第4回新株予約権の行使請求の方法
  - (1) 第4回新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の第4回新株予約権を行使することができる期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項を通知するものとします。
  - (2) 第4回新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、第4回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
  - (3) 第4回新株予約権の行使請求は、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該第4回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生します。
8. 株券の交付方法  
当社は、第4回新株予約権の行使請求の効力が生じた日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。なお、当社は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第164条第2項に定める場合を除き、第4回新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
9. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等  
第4回新株予約権は、社債等振替法に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとします。また、第4回新株予約権及び第4回新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとします。

## 10. その他

- (1) 第4回新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他第4回新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長又はその代理人に一任する。
- (3) 当社が、会社法その他の法律の改正等、第4回新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

## (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 2 【新規発行新株予約権証券(第5回新株予約権)】

## (1) 【募集の条件】

発行数	1,000個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	366,000円
発行価格	新株予約権1個につき366円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年9月14日(金)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	AppBank株式会社 管理本部 東京都新宿区新宿二丁目13番10号
払込期日	平成30年9月14日(金)
割当日	平成30年9月14日(金)
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 兜町支店 東京都中央区日本橋兜町四丁目3番

- (注) 1. AppBank株式会社第5回新株予約権(以下「第5回新株予約権」といいます。)の発行については、平成30年8月29日(水)開催の取締役会決議によるものであります。
2. 申込み及び払込みの方法は、割当予定先との間で本引受契約を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 本有価証券届出書による届出の効力発生後、払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、第5回新株予約権に係る割当は行われなないこととなります。
4. 第5回新株予約権の募集については、第三者割当の方法によります。
5. 第5回新株予約権の目的である株式の振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
- 名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。）
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 第5回新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は、100,000株（第5回新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株）とする。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、第5回新株予約権の目的である株式の総数は調整後の割当株式数（以下「調整後割当株式数」といい、本欄第2項乃至第4項に定める調整前の割当株式数を「調整前割当株式数」という。）に応じて調整される。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、第5回新株予約権を有する者（以下「第5回新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 第5回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 第5回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、366円とする。但し、行使価額は本欄第4項に定める調整を受ける。</p> <p>3. 行使価額の修正 行使価額の修正は行わない。</p> <p>4. 行使価額の調整 (1) 当社は、第5回新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。 本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。） 調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。 株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。 本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合 調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p>

	<p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合 調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。 本号乃至の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号乃至にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに第5回新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p>
	<p>(4) その他 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含めないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、第5回新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、第5回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>56,066,000円 (注) 全ての第5回新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額である。別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項により、行使価額が調整された場合には、上記株式の発行価額の総額は増加又は減少する。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記株式の発行価額の総額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 第5回新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各第5回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各第5回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 第5回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>

新株予約権の行使期間	平成30年9月18日から平成32年9月17日（但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄各項に従って当社が第5回新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する第5回新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日）までとする。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。また、振替機関が必要であると認められた日については本新株予約権の行使をすることができないものとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 行使請求の受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 2. 行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 兜町支店
新株予約権の行使の条件	第5回新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	1. 当社は、第5回新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、第5回新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、第5回新株予約権1個当たり366円の価額で、第5回新株予約権者（当社を除く。）の保有する第5回新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。 2. 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、第5回新株予約権1個当たり366円の価額で、第5回新株予約権者（当社を除く。）の保有する第5回新株予約権の全部を取得する。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

（注）1. 第5回新株予約権の行使請求の方法

- (1) 第5回新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の第5回新株予約権を行使することができる期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う第5回新株予約権者が合意する方法により通知するものとします。
  - (2) 第5回新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、第5回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
  - (3) 第5回新株予約権の行使請求は、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該第5回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生します。
2. 株券の交付方法
- 当社は、第5回新株予約権の行使請求の効力が生じた日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。なお、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、当社は、第5回新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
3. 新株予約権証券の不発行
- 第5回新株予約権は、社債等振替法に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとします。また、第5回新株予約権及び第5回新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとします。
4. その他
- (1) 第5回新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
  - (2) その他第5回新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長又はその代理人に一任する。
  - (3) 当社が、会社法その他の法律の改正等、第5回新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 3 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
617,146,000	15,000,000	602,146,000

- (注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額(4,446,000円)に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(612,700,000円)を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、反社会的勢力との関連性に関する第三者調査機関報酬費用及び新株予約権の公正価値算定費用等の合計額であります。
4. 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

## (2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
子会社における新規出店等の新規投資		
(a)新規出店及び既存店舗のリニューアル	100	平成30年10月 ～平成32年9月
(b)システムへの投資	20	平成30年9月 ～平成32年3月
借入金の返済	200	平成30年9月～ 平成31年12月
運転資金	282	平成30年9月～ 平成31年12月
合計	602	

- (注) 1. 当社は、本新株予約権の払込みにより調達した資金を速やかに支出する計画ではありますが、支出実行までに時間を要する場合には銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。
2. 資金使途を充当する優先順位としては、上記表中の「具体的な使途」に記載の順に充当する予定です。

## 子会社における新規出店等の新規投資

当社の子会社である株式会社AppBank Storeでは、自社Eコマースサイト及び店舗においてスマートフォンのケースやカバーをはじめとするスマートフォン関連商品の販売及びiPhoneの修理等のサービス事業を展開しております。今般、株式会社AppBank Storeにおいて、スマートフォン関連商品の販売及びiPhoneの修理等のサービス提供の両者を同一の店舗で行うことを可能にする複合型の新形式の店舗を複数(3店舗程度)出店すること及び既存店舗のリニューアルを計画しております。また、ユーザーの利便性向上と機能強化のため、Eコマースサイトのリニューアルを実施する予定であり、そのためのウェブサイトの改修を計画しております。

上記の新規出店等のための資金として、(a)新規出店及び既存店舗のリニューアルのための投資として、平成30年10月から平成32年9月までに100百万円、及び(b)システムへの投資として、平成30年9月から平成32年3月までに200百万円を充当する予定です。

## 借入金の返済

当社グループは、主に人件費等の運転資金として平成30年7月31日時点で約407百万円の借入残高を有しております。当社グループは2期連続の当期純損失を計上しており、借入金の返済原資には利益剰余金を充当している状況です。

かかる状況に鑑み、財務体質の改善のため、平成31年12月までに返済期限が到来する借入金の返済に200百万円を充当する予定です。

## 運転資金

当社グループは、既存のスマートフォン向けのコンテンツの展開、メディア事業における収益力強化につながる新規クライアントの開拓やB2B、B2C向けの新サービスの開発（インターネットを利用したプロモーション等）のための運転資金の確保が必要であります。加えて、各事業を展開していくための新規人員の確保といった人件費等の運転資金の確保も必要となっていることから、平成31年12月までに282百万円を充当する予定です。第5回新株予約権の行使により調達した資金については、当該運転資金の一部に充当する予定です。

本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があり、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したものではありません。現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。上記のとおり、資金使途を充当する優先順位としては、上記表中の「具体的な使途」に記載の順に充当する予定ですが、本新株予約権の行使により調達する差引手取概算額に変更があり得ることから、実際の差引手取額に応じて、各具体的な使途への充当金額を適宜変更する場合があります。その場合には、適時、適切に開示する予定です。また、本新株予約権の行使が進まず、本新株予約権による資金調達が困難になった場合は、必要に応じて、自己資金により充当金額の不足分を賄うことも検討する予定です。他方で、本新株予約権による調達資金の額が現時点において想定している調達資金の額を超過した場合には、運転資金として利用することを想定しております。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

**【募集又は売出しに関する特別記載事項】**

## ロックアップ及び優先交渉権について

本引受契約において、当社は、割当予定先との間で、本引受契約の締結日から、本新株予約権の行使期間の満了日又は本新株予約権が割当予定先によって全て行使され若しくは当社によって全て取得される日のいずれか早い日までの間、割当予定先の事前の書面による同意なく、株式等を発行等（当社役職員に対するストックオプションの発行を除きます。以下同じです。）してはならず、第三者に対して、株式等を発行等しようとする場合（当該株式等の発行等につき割当予定先の同意を得ている場合を含みます。）には、割当予定先が引受けを希望する場合、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当予定先に対して当該株式等を当該条件にて発行等する旨の合意をする予定です。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

## 1 【割当予定先の状況】

投資事業有限責任組合インフレクション 号

## a . 割当予定先の概要

名称	投資事業有限責任組合インフレクション 号	
本店の所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号	
出資約束金額	28.6億円	
組成目的	主として日本国内の金融商品取引所に上場されている会社等が発行するエクイティ及びエクイティ関連証券に対するマイノリティ投資を行うこと	
主たる出資者及び出資比率	Inflexion GP,L.P. 1% その他の出資者については、日本国内の事業会社1社及び投資事業有限責任組合1つで構成されておりますが、具体的な名称及び出資比率の記載については本ファンドの方針により控えさせていただきます。	
業務執行組合員又はこれに類する者	名称	Inflexion GP, L.P.
	所在地	c/o Walkers Corporate Limited, Cayman Corporate Centre, 27 Hospital Road, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	General Partner : Inflexion GP, Inc.
	出資約束金額	28,350,000円
	事業内容	投資事業組合財産の運用及び管理
	主たる出資者及びその出資比率	Richard Folsom 100%

## b . 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

## c . 提出者と割当予定先の無限責任組合員であるInflexion GP, L.P.との関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

## フラッグシップアセットマネジメント投資組合73号

## a. 割当予定先の概要

名称	フラッグシップアセットマネジメント投資組合73号	
本店の所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号	
出資額	6,000,000円	
組成目的	投資	
主たる出資者及び出資比率	業務執行組員である株式会社フラッグシップアセットマネジメント（出資比率：99.8%）と、1名の一般組員（個人）（出資比率：0.2%）から出資されております。	
業務執行組員又はこれに類する者	名称	株式会社 フラッグシップアセットマネジメント
	所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
	代表者の役職・氏名	代表取締役 馬場勝也
	資本金	10,000,000円
	事業内容	投資事業組合財産の運用及び管理
	主たる出資者及びその出資比率	株式会社アドバンテッジパートナーズ 100%

## b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

## c. 提出者と割当予定先の業務執行組員である株式会社フラッグシップアセットマネジメントとの関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

## d. 割当予定先の選定理由

当社は、平成30年7月頃、当社の取引金融機関からの紹介により資産の管理及び運用や経営全般に関するコンサルティングを行っているアドバンテッジアドバイザーズ株式会社より、同社が投資機会等の情報提供やコンサルティング等のサービスを提供しているファンドである上記「a. 割当予定先の概要」記載のファンドを割当先候補として紹介され、当該ファンドからの出資の実施に向けた検討と協議を継続して行ってまいりました。そして、平成30年7月中旬に、当社は、アドバンテッジアドバイザーズ株式会社より、短期的な必要資金及び中長期的な必要資金の調達という当社の資金ニーズを充足し得るファイナンス手法として、第三者割当による行使価額修正条項が付された第4回新株予約権及び行使価額が固定された第5回新株予約権の発行という提案を受け、様々な情報交換やヒアリング等により検討を行った結果、かかるスキームの第三者割当を実行することで、調達した資金を当社の収益性向上の実現に必要な不可欠な上記「第1 募集要項 3 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載した各資金使途に適切な時期に順次充当することが可能となること、第4回新株予約権全ての行使及びそれにより取得した株式の売却の完了後にアドバンテッジアドバイザーズ株式会社より、予算策定支援、数値分析強化支援、投資のROI分析支援、IR支援等の経営支援を適宜受けることが予定されていること等を勘案し、アドバンテッジアドバイザーズ株式会社から提案を受けたとおり、同社が投資機会等の情報提供やコンサルティング等のサービスを提供している上記「a. 割当予定先の概要」記載のファンドを本第三者割当の割当先として選定いたしました。

## e．割り当てようとする株式の数

割当予定先に割り当てる本新株予約権の目的となる株式数は、以下のとおりです（但し、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（第4回新株予約権）（2）新株予約権の内容等」の「新株予約権の目的となる株式の数」欄及び「第1 募集要項 2 新規発行新株予約権証券（第5回新株予約権）（2）新株予約権の内容等」の「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがあります。）。

第4回新株予約権	
投資事業有限責任組合インフレクション 号	842,000株
フラッグシップアセットマネジメント投資組合73号	158,000株
第5回新株予約権	
投資事業有限責任組合インフレクション 号	84,200株
フラッグシップアセットマネジメント投資組合73号	15,800株

## f．株券等の保有方針

割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社株式について、当社と割当予定先である投資事業有限責任組合インフレクション 号及びフラッグシップアセットマネジメント投資組合73号の間で継続保有及び預託に関する取り決めはありません。割当予定先は、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する方針であることを口頭で確認しております。

なお、本新株予約権の譲渡には当社の取締役会による承認が必要です。

## g．払込みに要する資金等の状況

割当予定先の発行価額の払込みに要する財産の存在については、それぞれの割当予定先の取引銀行が発行する残高証明書（投資事業有限責任組合インフレクション 号については平成30年8月22日付、フラッグシップアセットマネジメント投資組合73号については平成30年8月21日付）を入手し、本新株予約権の発行価額の払込に足る現金預金を保有していることを確認いたしました。

以上により、本新株予約権の発行価額に係る払込みに支障はないと判断しております。

なお、本新株予約権の行使に際する払込資金につきましては、上記残高証明書に記載されている金額から本新株予約権の発行価額の払込に要する資金を除いた金額の範囲において、本新株予約権を行使し取得した当社株式又は貸借契約により借り受けた当社株式を市場等で売却し、当該売却で得た資金を本新株予約権の行使に際する払込資金に充てていく予定である旨を割当予定先の担当者より確認しております。

## h．割当予定先の実態

当社は、割当予定先である投資事業有限責任組合インフレクション 号及びフラッグシップアセットマネジメント投資組合73号、並びに各割当予定先の業務執行組合員及びその代表者、また割当予定先全出資者のうち未上場企業及び個人について、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係性を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社セキュリティー&リサーチ（住所：東京都港区赤坂2丁目8番11号、代表取締役：羽田寿次）に調査を依頼し、以下に記載する方法で調査を行ったとの報告を受けております。

## 1．公開情報

登記簿謄本等の官公庁提出書類、インターネット、雑誌、週刊誌などからの情報収集

## 2．独自情報

公知情報から同社が独自に構築した反社会的・反市場勢力のデータベースとの照合

これらの調査の結果、上記調査対象者について反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す該当情報はありませんでした。

その他の出資者のうち、証券取引所に上場する会社については、同社のホームページにおいて証券取引所に提出した「コーポレートガバナンス報告書」において反社会的勢力との一切の関係を遮断すること等の反社会的勢力排除に向けた基本的方針を定めていることを確認しました。

これらの結果、当社は、割当予定先の関係者が暴力団等の反社会的勢力とは一切関係がないと判断いたしました。

なお、当社は、割当予定先関係者が暴力団等とは一切関係がないことを確認している旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

## 2 【株券等の譲渡制限】

割当予定先は、当社との間で締結予定の本引受契約の規定により、本新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとします。但し、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

## 3 【発行条件に関する事項】

### (1) 払込金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の評価を第三者算定機関（株式会社赤坂国際会計、代表者：黒崎知岳、住所：東京都港区元赤坂1丁目1番8号）に依頼しました。当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項及び本引受契約の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを適用して算定を実施するものとなりました。

また、当該算定機関は、評価基準日現在の市場環境等を考慮し、当社の株価、ボラティリティ、当社株式の流動性等について一定の前提（当社は割当予定先の権利行使を阻害する行動を取らないことを前提として行動すること、原則として行使期間満了時点における割当先からの取得請求権に基づく取得の場合を除いて、取得条項に基づく当社からの通知による取得はなされないものとし、割当予定先は上記内容を前提として第4回新株予約権については、修正後行使価額が下限行使価額を上回る株価水準、又は第5回新株予約権については株価が権利行使価額を上回る株価水準においては任意に出来高の一定割合（12.5%）の株数の範囲内で任意に権利行使及び売却を行うものとする等）を含みます。）を置き、評価を実施しています。更に、割当予定先の事務負担・リスク負担等の対価として発生が見込まれる本新株予約権に係る発行コストや本新株予約権を行使する際の株式処分コストについて、過去において他の上場企業により実施された類似の新株予約権発行事例において発行条件から逆算されるスプレッド水準や、他の上場企業により実施された普通株式の公募増資における公表値より類推される株式処分コスト等相当額水準を参考にして評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した新株予約権の1個あたりの評価額（第4回新株予約権評価額408円、第5回新株予約権評価額366円）を参考に、割当予定先との間での協議を経て、第4回新株予約権の1個あたりの払込金額は408円、第5回新株予約権の1個の払込金額は366円といたしました。また、本新株予約権の行使価額については、第4回新株予約権及び第5回新株予約権の当初行使価額は、平成30年8月28日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の100%相当額である557円（但し、第4回新株予約権の行使価額は、行使の都度、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に修正されます。）といたしました。

本新株予約権の払込金額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額を参考に、割当予定先との間での協議し本評価額について合意を得たことを確認した後に決定されているため、本新株予約権の発行価額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、当社監査役3名全員(うち2名が会社法上の社外監査役)からは、本新株予約権の発行要項の内容及び当該算定機関の算定結果を踏まえ、下記事項について確認し、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見表明を受けております。

- ・ 株式会社赤坂国際会計は新株予約権評価に関する知識・経験を有し当社経営陣及び割当予定先から独立していると考えられること
- ・ 払込金額の算定にあたり、株式会社赤坂国際会計は公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社普通株式の株価及びボラティリティ、権利行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該評価額は合理的な公正価格と考えられること
- ・ 払込金額が当該評価額と同等であること

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権の行使により新たに交付される予定の当社普通株式数は最大で1,100,000株(第4回新株予約権:1,000,000株、第5回新株予約権:100,000株)(議決権数11,000個)であり、平成30年6月30日現在の発行済株式総数6,862,500株に対して16.03%の希薄化が生じ、また、平成30年6月30日現在の総議決権数68,458個に対して16.07%の希薄化が生じます。

しかしながら、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第4回新株予約権) (2) 新株予約権の内容等 (注)1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由 (1) 資金調達の目的及び理由」に記載のとおり、当社は本新株予約権の発行により調達した資金を、子会社における新規出店等の新規投資、借入金の返済及び新規クライアントの開拓や新規サービスの開発のための運転資金に充当することで、収益力強化のための投資を行うと共に財務体質の強化等を行うことで、中長期的には企業価値の向上を目指していくこととしていることから、今回の資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても、当社企業価値及び株主価値の向上に寄与するものであると考えられ、本第三者割当による株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

また、当社普通株式の過去6ヶ月における1日当たり平均出来高は817,461株であり、各本新株予約権を行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しておりますが、第4回新株予約権及び第5回新株予約権がそれぞれ全て行使された場合に、交付されることとなる当社普通株式数1,100,000株(第4回新株予約権:1,000,000株、第5回新株予約権:100,000株)を、行使可能期間で行使売却とした場合の1取引日当たりの株数は2,254株(直近平均6ヶ月平均出来高の0.3%)であるため、株価に与える影響は限定的なものと考えております。したがって、本新株予約権による資金調達に係る当社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

## 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	割当前の 所有株式 数 (千株)	割当前の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)	割当後の所 有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
村井 智建	東京都渋谷区	1,563	22.83	1,563	19.67
宮下 泰明	東京都渋谷区	1,563	22.83	1,563	19.67
投資事業有限責任組合 インフレクション 号	東京都港区虎ノ門四丁目1番28 号	-	-	926	11.66
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1 号	331	4.84	331	4.17
畠中 博英	東京都千代田区	293	4.28	293	3.69
フラッグシップアセット マネジメント投資組 合73号	東京都港区虎ノ門四丁目1番28 号	-	-	173	2.19
松浦 広充	大阪府大阪市淀川区	130	1.90	130	1.64
BARCLAYS CAPITAL SECURITIES LIMITED	1 CHURCHILL PLACE CANARY WHARF LONDON E14 5HP UNITED KINGDOM	85	1.25	85	1.08
株式会社ライブスター 証券	東京都千代田区丸の内1丁目11 番1号	83	1.22	83	1.05
BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS (E) BD	TAUNUSANLAGE 12,60325 FRANKFURT,AM MAIN GERMANY	66	0.97	66	0.84
計		4,115	60.12	5,215	65.64

(注) 1. 「割当前の所有株式数」及び「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成30年6月30日現在の株主名簿を元に記載しております。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本新株予約権の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。

3. 投資事業有限責任組合インフレクション 号及びフラッグシップアセットマネジメント投資組合73号の「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、本新株予約権を全て行使した場合に増加する株式数を加算し算出しております。

4. 「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数第3位を四捨五入しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

### 第三部 【追完情報】

#### 1. 事業等のリスク

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第6期）及び四半期報告書（第7期第2四半期）（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成30年8月29日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成30年8月29日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

#### 2. 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第6期）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成30年8月29日）までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

・平成30年3月30日提出の臨時報告書

[提出理由]

当社は、平成30年3月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

[報告内容]

(1) 株主総会が開催された年月日

平成30年3月27日

(2) 決議事項の内容

議案 取締役4名選任の件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	可決要件	決議の結果及び賛成（反対）割合（％）
議案 取締役4名選任の件					
宮下泰明	40,547	629	0	(注)	可決 97.63
村井智建	40,680	496	0		可決 97.95
倉西誠一	40,584	592	0		可決 97.72
秋山政徳	40,559	617	0		可決 97.66

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

## 3. 資本金の増減について

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第6期)の「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 (5)発行済株式総数、資本金等の推移」の資本金について、当該有価証券報告書提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成30年8月29日)までの間において、次のとおり資本金が増加しております。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成30年3月28日～ 平成30年8月29日 (注)	64,500	6,862,500	8,256	108,106	8,256	108,006

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 上記の発行済株式総数増減数、発行済株式総数残高、資本金増減額及び資本金残高には、平成30年6月30日から本有価証券届出書提出日(平成30年8月29日)までの間に生じた新株予約権による変動は含まれておりません。

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第6期)	自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日	平成30年3月28日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第7期第2四半期)	自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日	平成30年8月10日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成30年3月27日

AppBank株式会社  
取締役会御中

### 明治アーク監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	米倉	礼二
----------------	-------	----	----

指定社員 業務執行社員	公認会計士	島田	剛維
----------------	-------	----	----

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているAppBank株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、AppBank株式会社及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成30年3月27日

A p p B a n k 株式会社  
取締役会 御中

明治アーク監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	米倉	礼二
指定社員 業務執行社員	公認会計士	島田	剛維

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているA p p B a n k 株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、A p p B a n k 株式会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年8月9日

AppBank株式会社  
取締役会 御中

明治アーク監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 米倉 礼二 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 島田 剛維 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているAppBank株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成30年1月1日から平成30年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、AppBank株式会社及び連結子会社の平成30年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。